

財団法人 松竹大谷図書館寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人松竹大谷図書館という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都中央区築地一丁目13番1号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は松竹大谷図書館を維持経営し、演劇、映画等に関する調査研究を行い、社会文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために東京都内において次の事業を行う。

- (1) 松竹大谷図書館の維持経営
- (2) 演劇、映画、その他の映像等に関する調査研究及び奨励
- (3) 機関紙、パンフレット等の発行
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

- 第 7 条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。
2. この法人の所有する株式に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(基本財産の処分の制限)

- 第 8 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれを処分することができる。

(経費の支弁)

- 第 9 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始前に、東京都教育委員会に届出なければならない。
- 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

- 第 11 条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けて、毎会計年度終了後3ヶ月以内に東京都教育委員会に報告しなければならない。
2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

- 第 12 条 この法人が借入れをするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

- 第 13 条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるもののほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

- 第 14 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第 4 章 役員、評議員及び職員

(役員)

第 15 条

この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上10人以内(うち、理事長1人及び常務理事1人とする。)
- (2) 監事 2人

(役員を選任)

第 16 条

理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

2. 理事の選任に当たっては、理事の1人とその親族、その他特殊の関係にあるものが理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
3. 監事は、この法人の理事(その親族、その他特殊の関係にある者を含む)及び職員以外のうちから評議員会において選任する。
4. 監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
5. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 17 条

理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
4. 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 18 条

監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定にする職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会・評議員会又は東京都教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第 19 条

この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

- 第 20 条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事及び評議員の現在数の各々3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

- 第 21 条 役員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。
2. 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員の選出)

- 第 22 条 この法人には、7人以上12人以内で理事現在数よりも一人以上多い数の評議員を置く。
2. 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
 3. 評議員は、役員と相互にかねることはできない。
 4. 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

- 第 23 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

- 第 24 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。
2. 職員は、理事長が任免する。
 3. 職員は、有給とする。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

- 第 25 条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長はその請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会を招集するには、各理事に対し会議の目的たる事項及び場所を示して会議の5日前までに到着するように文書をもって通知しなければならない。
 3. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

- 第 26 条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。
2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

- 第 27 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 基本財産についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 第1号・第3号及び前号に定めるもののほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項。
 - (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要とみとめるもの
2. 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

- 第 28 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2人以上が署名押印の上、これを保存する。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

- 第 29 条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)

- 第 30 条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

- 第 31 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ東京都教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似する目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 7 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 32 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員、評議員及び職員の履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 処務日誌
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項第1号から第4号までの書類及び同項第6号の書類は永年同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第 33 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この寄附行為は、東京都教育委員会の認可のあった日(平成14年10月25日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、東京都教育委員会の認可のあった日(平成16年9月22日)から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定は平成18年4月1日から、第22条第1項の改正規定は、平成17年4月1日から施行するものとする。
- 2 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において就任する評議員の任期は、第22条4項の規定にかかわらず、2年とする。